

公益財団法人豊川水源基金

第 5 1 回 理 事 会

公益財団法人豊川水源基金第 51 回理事会議案

- 議案第 1 号 他会計振替額の確定について
- 議案第 2 号 特定費用準備資金の取崩しについて
- 議案第 3 号 令和 6 年度事業報告について
- 議案第 4 号 令和 6 年度決算について
- 議案第 5 号 定款の一部改正について
- 議案第 6 号 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部改正について
- 議案第 7 号 役員等候補選出委員会規則の制定について
- 議案第 8 号 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等について

報告事項

1. 令和 6 年度財産運用結果について
2. 理事長及び副理事長の職務執行状況報告について

令和 7 年 5 月 3 0 日

公益財団法人豊川水源基金

理事長 長 坂 尚 登

議案第 1 号

他会計振替額の確定について

法人会計から公益目的事業会計・公2へ 4,570,464 円 を振り替える。

議案第2号

特定費用準備資金の取崩しについて

新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業にかかる特定費用準備資金の計画期間が終了したため、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業費積立資産より残額を取崩し次のとおり振り替える。

1. 取崩額（残額） 金 7,071,974 円

2. 振 替 新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業費引当資産
金 6,309,661 円
(令和7年度から令和11年度までの事業費へ充当)

流動資産

金 762,313 円
(令和7年度事業費へ充当)

議案第 3 号

令和 6 年度事業報告について

令和 6 年度事業報告を次のとおりとする

令和 6 年 度 事 業 報 告 書

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

I 事業の概要

1 水源林地域対策事業

(1) 水源林対策事業

業務方法書第 5 条第 1 項の規定に基づき、水源林地域の地方公共団体が講じた水源林対策事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

① 県内助成事業

(単位：円)

事業名			事業量	事業費	助成額	備考		
森 林 整 備	単 層 林 整 備	人工造林		— ha	—	—		
		獣害対策		— ha	—	—	忌避剤等	
				— m	—	—	防止柵	
		下刈り		14.45 ha	3,771,450	1,507,000		
		枝打ち		8.04 ha	8,498,280	3,399,000		
		除伐		— ha	—	—		
		間伐		187.27 ha	88,314,960	32,830,000		
		間伐推進		45.21 ha	40,635,000	3,825,000		
	複 層 林 整 備	受 光 伐	抜き伐り	— ha	—	—		
			枝打ち	— ha	—	—		
		樹下植栽		— ha	—	—		
		保 育	下刈り	— ha	—	—		
			除伐	— ha	—	—		
		天 然 林 育 成	改良		— ha	—	—	
			保 育	下刈り	— ha	—	—	
				除伐	34.17 ha	10,182,660	8,146,000	
	小計				151,402,350	49,707,000		
	作 業 路 整 備	新設		— m	—	—	路線	
改良		—	—	—	路線			
小計			—	—				
合計				151,402,350	49,707,000			

(単位：円)

6

(2) 水源林保全流域協働事業

業務方法書第4条の規定に基づき、水源林地域の市町村及び認定法人が講じた水源林保全流域協働事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

① 助成対象事業

(単位：円)

事業名	事業量	事業費	助成額	備考
人材育成事業	8 人	35,251,887	23,825,745	
間伐推進事業	1,963.584 m ³ 187.27 ha	94,205,712	34,431,000	
間伐材搬出事業	1,963.584 m ³	5,890,752	4,712,000	
高齢級間伐事業	— ha	—	—	
特別強化間伐事業	187.27 ha	88,314,960	29,719,000	
水源林整備協定事業	16.16 ha	18,744,230	12,644,000	
測量等調査事業	—	—	—	
造林事業	16.16 ha	18,744,230	12,644,000	
森林づくり事業	2 法人	2,954,756	2,803,285	
合 計		151,156,585	73,704,030	

② 水源林管理事業

水源林管理事業費積立資産から 81,278 円の取り崩しを行った。

2 水源地域対策事業

(1) 水源地域対策事業

業務方法書第5条第1項第6号の規定に基づき、設楽ダムに係る水源地域の振興を図るため、水源地域振興事業等に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

(単位：円)

事業名	事業内容	事業費	助成対象事業費 (設楽町負担額)
名倉津具簡易水道施設更新事業	配水管布設	88,464,200	31,160,500
林道境川線整備事業	改良工事	9,289,500	3,439,500
合 計		97,753,700	(A) 34,600,000
助成額 (A) × 800/1000			27,680,000

(2) 特定水源地域対策事業

① 新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業

業務方法書第4条第1号及び第3号の規定に基づき、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

(単位：円)

事業名(工事名)	事業内容	事業費	助成額
七郷一色コミュニティプラザ 空調改修工事	空調設備の更新	3,740,000	3,740,000
鳳来中央集会所修繕工事	排煙窓取替	1,034,000	1,034,000
準用河川東栃沢川浚渫工事	土砂浚渫	5,406,500	5,406,500
水源地域集会施設等維持管理事業	寺林公民館 大峠集会所 長楽集会所 引地公民館 名号集会所 大島集会所 七郷一色コミュニティプラザ 玖老勢コミュニティプラザ 8施設維持管理費	3,550,916	3,477,916
合 計		13,731,416	13,658,416

特定費用準備資金（新城市（鳳来地域）水源地域対策事業費積立資産）より
4,990,275 円の取り崩しを行った。

積立資産残高 7,071,974 円のうち 6,309,661 円を特定費用準備資金（新城市（鳳来地域）水源地域対策事業費引当資産に積み立て、762,313 円は流動資産とし、令和7年度事業費に充当する。

② 設楽ダム水源地域対策事業

業務方法書第4条第1号から第3号の規定に基づき、設楽ダム水源地域対策基金事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

(単位：円)

事業名(工事名)	事業内容	事業費	助成額
小水力発電事業	実施設計業務委託等	27,753,000	27,753,000
水源地域公民館等維持管理事業	奥三河郷土館、地域産業振興施設、清嶺保育園 施設維持管理費	27,537,531	27,537,531
水源地域下水施設維持管理事業	田口浄化センター 維持管理費	17,596,449	17,596,449
水源地域簡易水道施設維持管理事業	田口簡易水道施設 維持管理費	27,280,000	27,280,000
合 計		100,166,980	100,166,980

設楽ダム水源地域対策事業費積立資産より 31,367,476 円の取り崩しを行った。

- 3 令和6年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する、事業報告の内容を補足する重要な事項はないので附属明細書は作成しない。

II 一般的事項

- 1 令和6年4月1日 第27回評議員会（決議の省略）において評議員、理事、監事を選任した。
- 2 令和6年5月31日 第46回理事会を開催し、令和5年度事業報告外6件の議案の審議を行い承認した。
- 3 令和6年6月26日 第28回評議員会において令和5年度決算外3件の決議及び1件の報告を承認した。
- 4 令和6年6月26日 第29回評議員会において特定水源地域対策基金の取崩し外1件の決議及び1件の報告を承認した。
- 5 令和6年6月26日 第47回理事会（決議の省略）において理事長及び副理事長を選定した。
- 6 令和6年11月26日 第48回理事会（決議の省略）において理事候補者の推薦、理事長の選任（評議員会での理事選任条件付）及び評議員会の開催（決議の省略）を決議した。
- 7 令和6年11月29日 第30回評議員会（決議の省略）において理事を選任した。
- 8 令和7年2月3日 第49回理事会（web会議）において令和7年度事業計画外6件の議案の審議を行い承認した。
- 9 令和7年3月27日 第50回理事会（決議の省略）において理事、監事候補者の推薦及び評議員会の開催（決議の省略）を決議した。

議案第 4 号

令和 6 年度決算について

令和 6 年度決算を次のとおりとする。

貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	164,807,956	180,485,330	△ 15,677,374
未収金	81,287,000	61,440,000	19,847,000
流動資産合計	246,094,956	241,925,330	4,169,626
2. 固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券	430,317,700	468,776,800	△ 38,459,100
普通預金	711,037	711,037	0
基本財産合計	431,028,737	469,487,837	△ 38,459,100
(2)特定資産			
基本基金	289,503,676	313,017,740	△ 23,514,064
水源林管理事業費積立資産	108,066,725	108,148,003	△ 81,278
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産	4,567,756,433	4,894,740,358	△ 326,983,925
特定水源地域対策基金	802,225,581	882,881,181	△ 80,655,600
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費積立資産	0	12,062,249	△ 12,062,249
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費引当資産	49,607,300	13,585,815	36,021,485
財務調整積立資産	31,000,000	30,000,000	1,000,000
特定資産合計	5,848,159,715	6,254,435,346	△ 406,275,631
(3)その他固定資産			
電話加入権	80,300	80,300	0
その他固定資産合計	80,300	80,300	0
固定資産合計	6,279,268,752	6,724,003,483	△ 444,734,731
資産合計	6,525,363,708	6,965,928,813	△ 440,565,105
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	239,691,072	240,074,424	△ 383,352
預り金	90,218	56,640	33,578
賞与引当金	1,170,086	0	1,170,086
流動負債合計	240,951,376	240,131,064	820,312
負債合計	240,951,376	240,131,064	820,312
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
賛助会員会費	50,000,000	50,000,000	0
国庫補助金	137,500,000	137,500,000	0
地方公共団体出捐金	1,542,500,000	1,546,528,000	△ 4,028,000
寄付金	1,950,000	1,950,000	0
水源林保全流域協働事業受取負担金	108,066,725	108,148,003	△ 81,278
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産負担金等	4,893,317,715	4,924,685,191	△ 31,367,476
特定水源地域対策基金利息	0	25,972,000	△ 25,972,000
その他有価証券評価差額金	△ 534,753,288	△ 126,508,075	△ 408,245,213
(うち積立資産への計上額)	(6,295,494)	(0)	(6,295,494)
指定正味財産合計	6,198,581,152	6,668,275,119	△ 469,693,967
(うち基本財産への充当額)	(431,028,737)	(469,487,837)	(△ 38,459,100)
(うち特定資産への充当額)	(5,767,552,415)	(6,198,787,282)	(△ 431,234,867)
2. 一般正味財産	85,831,180	57,522,630	28,308,550
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(80,607,300)	(55,648,064)	(24,959,236)
正味財産合計	6,284,412,332	6,725,797,749	△ 441,385,417
負債及び正味財産合計	6,525,363,708	6,965,928,813	△ 440,565,105

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位:円)

	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1	I 一般正味財産増減の部			
2	1. 経常増減の部			
3	(1)経常収益			
4	基本財産運用益			
5	基本財産受取利息	5,557,845	5,557,213	632
6	特定資産運用益			
7	基本基金受取利息	3,717,873	4,044,821	△ 326,948
8	水源林管理事業費積立資産受取利息	76,663	5,609	71,054
9	設楽ダム水源地域対策事業費積立資産受取利息	58,968,469	60,437,406	△ 1,468,937
10	特定水源地域対策基金受取利息	8,662,034	8,394,728	267,306
11	新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費積立資産受取利息	3,618	743	2,875
12	新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費引当資産受取利息	104,524	—	104,524
13	財務調整積立資産受取利息	5,950	1,628	4,322
14	受取負担金			
15	水源林対策事業受取負担金振替額	53,607,000	54,000,000	△ 393,000
16	水源林保全流域協働事業受取負担金振替額	78,736,363	85,270,252	△ 6,533,889
17	水源地域対策事業受取負担金振替額	27,680,000	7,440,000	20,240,000
18	設楽ダム水源地域対策事業費積立資産受取負担金等振替額	31,367,476	67,046,594	△ 35,679,118
19	雑収益			
20	受取利息	28,836	3,132	25,704
21	経常収益計	268,516,651	292,202,126	△ 23,685,475
22	(2)経常費用			
23	事業費			
24	県内助成費	49,707,000	50,000,000	△ 293,000
25	県外助成費	3,900,000	4,000,000	△ 100,000
26	人材育成事業助成費	23,825,745	26,448,550	△ 2,622,805
27	間伐推進事業助成費	34,431,000	32,699,000	1,732,000
28	水源林整備協定事業助成費	12,644,000	18,932,000	△ 6,288,000
29	森林づくり事業助成費	2,803,285	2,770,896	32,389
30	水源地域対策事業助成費	27,680,000	7,440,000	20,240,000
31	新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業助成費	13,658,416	12,382,262	1,276,154
32	設楽ダム水源地域対策事業助成費	100,166,980	150,000,000	△ 49,833,020
33	給料手当	5,450,550	6,060,444	△ 609,894
34	賞与	1,994,404	—	1,994,404
35	賞与引当金繰入額	337,333	—	337,333
36	福利厚生費	1,288,790	1,032,974	255,816
37	会議費	0	0	0
38	旅費交通費	64,810	56,590	8,220
39	通信運搬費	121,736	125,556	△ 3,820
40	消耗品費	164,100	263,519	△ 99,419
41	印刷製本費	0	30,800	△ 30,800
42	光熱水料費	81,044	92,953	△ 11,909
43	賃借料	129,604	101,616	27,988
44	雑費	69,380	56,074	13,306

	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
45	管理費			
46	給料手当	6,520,800	7,468,800	△ 948,000
47	賞与	2,421,715	—	2,421,715
48	賞与引当金繰入額	832,753	—	832,753
49	福利厚生費	1,606,496	1,251,032	355,464
50	会議費	2,640	1,100	1,540
51	旅費交通費	103,310	127,600	△ 24,290
52	通信運搬費	58,152	53,811	4,341
53	消耗品費	121,979	122,068	△ 89
54	印刷製本費	0	13,200	△ 13,200
55	光熱水料費	34,735	39,839	△ 5,104
56	賃借料	111,089	108,720	2,369
57	委託費	837,100	864,600	△ 27,500
58	雑費	64,468	107,234	△ 42,766
59	経常費用計	291,233,414	322,651,238	△ 31,417,824
60	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 22,716,763	△ 30,449,112	7,732,349
61	基本財産評価損益等	0	0	0
62	特定資産評価損益等	21,025,313	36,101,815	△ 15,076,502
63	評価損益等計	21,025,313	36,101,815	△ 15,076,502
64	当期経常増減額	△ 1,691,450	5,652,703	△ 7,344,153
65	2. 経常外増減の部			
66	(1)経常外収益			
67	特定水源地域対策基金利息振替額	25,972,000	0	25,972,000
68	特定水源地域対策基金出捐金振替額	4,028,000	0	4,028,000
69	経常外収益計	30,000,000	0	30,000,000
70	(2)経常外費用			
71	経常外費用計	0	0	0
72	当期経常外増減額	30,000,000	0	30,000,000
73	他会計振替前当期一般正味財産増減額	28,308,550	5,652,703	22,655,847
74	他会計振替額	0	0	0
75	当期一般正味財産増減額	28,308,550	5,652,703	22,655,847
76	一般正味財産期首残高	57,522,630	51,869,927	5,652,703
77	一般正味財産期末残高	85,831,180	57,522,630	28,308,550
78	II 指定正味財産増減の部			
79	水源林対策事業受取負担金	53,607,000	54,000,000	△ 393,000
80	水源林保全流域協働事業受取負担金	78,655,085	79,830,650	△ 1,175,565
81	水源地域対策事業受取負担金	27,680,000	7,440,000	20,240,000
82	基本財産評価損益等	△ 38,459,100	△ 9,676,300	△ 28,782,800
83	特定資産売却益	6,295,494	0	6,295,494
84	特定資産評価損益等	△ 376,081,607	△ 151,243,585	△ 224,838,022
85	一般正味財産への振替額	△ 221,390,839	△ 213,756,846	△ 7,633,993
86	当期指定正味財産増減額	△ 469,693,967	△ 233,406,081	△ 236,287,886
87	指定正味財産期首残高	6,668,275,119	6,901,681,200	△ 233,406,081
88	指定正味財産期末残高	6,198,581,152	6,668,275,119	△ 469,693,967
89	III 正味財産期末残高	6,284,412,332	6,725,797,749	△ 441,385,417

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券・・・ 取得価額によっている。

なお、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は適用していない。

その他有価証券・・・ 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理)を採用している。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る取引に準じた会計処理によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基 本 財 産				
投資有価証券	468,776,800	0	38,459,100	430,317,700
銀行預金	711,037			711,037
基本財産小計	469,487,837	0	38,459,100	431,028,737
特 定 資 産				
基 本 基 金				
投資有価証券	311,894,800	199,950,000	223,084,200	288,760,600
銀行預金	1,122,940		379,864	743,076
基本基金小計	313,017,740	199,950,000	223,464,064	289,503,676
水源林管理事業費積立資産	108,148,003		81,278	108,066,725
特 定 水 源 地 域 対 策 基 金				
投資有価証券	882,821,300	0	80,655,600	802,165,700
銀行預金	59,881			59,881
特定水源地域対策基金小計	882,881,181	0	80,655,600	802,225,581
新 城 市 (鳳 来 地 域) 水 源 地 域 対 策 基 金 事 業 費 積 立 資 産	12,062,249		12,062,249	0
新 城 市 (鳳 来 地 域) 水 源 地 域 対 策 基 金 事 業 費 引 当 資 産				
投資有価証券	0	30,000,000	392,700	29,607,300
銀行預金	13,585,815	6,309,661		19,895,476
新城市(鳳来地域)水源地域 対策基金事業費引当資産小計	13,585,815	36,309,661	392,700	49,607,300

(単位:円)

設 楽 ダ ム 水 源 地 域 対 策 事 業 費 積 立 資 産				
投資有価証券	4,888,925,300	299,366,000	685,414,300	4,502,877,000
銀行預金	5,815,058	90,447,700	31,383,325	64,879,433
設楽ダム水源地域対策 事業費積立資産小計	4,894,740,358	389,813,700	716,797,625	4,567,756,433
財 務 調 整 積 立 資 産	30,000,000	1,000,000		31,000,000
特 定 資 産 小 計	6,254,435,346	627,073,361	1,033,453,516	5,848,159,715
合 計	6,723,923,183	627,073,361	1,071,912,616	6,279,188,452

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基 本 財 産				
投資有価証券	430,317,700	(430,317,700)	—	—
普通預金	711,037	(711,037)	—	—
小 計	431,028,737	(431,028,737)	—	—
特 定 資 産				
基 本 基 金	289,503,676	(289,503,676)	—	—
水源林管理事業費積立資産	108,066,725	(108,066,725)	—	—
特定水源地域対策基金	802,225,581	(802,225,581)	—	—
新城市(鳳来地域)水源地域 対策基金事業費積立資産	0	—	0	—
新城市(鳳来地域)水源地域 対策基金事業費引当資産	49,607,300	—	(49,607,300)	—
設 楽 ダ ム 水 源 地 域 対 策 事 業 費 積 立 資 産	4,567,756,433	(4,567,756,433)	—	—
財 務 調 整 積 立 資 産	31,000,000	—	(31,000,000)	—
小 計	5,848,159,715	(5,767,552,415)	(80,607,300)	—
合 計	6,279,188,452	(6,198,581,152)	(80,607,300)	—

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

種 類 及 び 銘 柄	帳簿価額	時 価	評 価 損 益
基本基金			
第79回(15年)東京電力PG債	100,000,000	94,610,000	△ 5,390,000
第81回(20年)東京電力PG債	99,950,000	97,220,000	△ 2,730,000
小 計	199,950,000	191,830,000	△ 8,120,000
特定水源地域対策基金			
第77回(30年)国債	49,315,500	41,515,000	△ 7,800,500
第70回(15年)東京電力PG債	100,000,000	95,010,000	△ 4,990,000
小 計	149,315,500	136,525,000	△ 12,790,500
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産			
第65回(5年)東京電力PG債	100,000,000	97,900,000	△ 2,100,000
第66回(10年)東京電力PG債	100,000,000	93,600,000	△ 6,400,000
第76回(15年)東京電力PG債	100,000,000	97,460,000	△ 2,540,000
第79回(15年)東京電力PG債	100,000,000	94,610,000	△ 5,390,000
第79回(15年)東京電力PG債	99,366,000	94,920,000	△ 4,446,000
小 計	499,366,000	478,490,000	△ 20,876,000
合 計	848,631,500	806,845,000	△ 41,786,500

6. 金融商品の状況

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業会計・法人会計の財源の一部を運用益によって賄うため、債券により資産運用する。
なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

債券の多くは、国債・地方債・政府保証債・電力債で運用しており、発行体の信用リスクとしては比較的低い。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 財産運用規則に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の財産運用規則に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補 助 金						
水源地域対策事業費補助金	国	137,500,000 (143,466,464)	0 (0)	0 (10,777,279)	137,500,000 (132,689,185)	指定正味財産
地方公共団体出捐金						
基本財産出捐金	愛知県及び関係5市2町1村	460,000,000 (421,846,674)	0 (0)	0 (34,556,472)	460,000,000 (387,290,202)	指定正味財産
基本基金出捐金	愛知県及び関係6市3町5村	162,500,000 (169,551,276)	0 (0)	0 (12,736,785)	162,500,000 (156,814,491)	指定正味財産
特定水源地域対策基金出捐金	愛知県及び関係5市	924,028,000 (859,212,137)	0 (0)	24,028,000 (56,986,556)	920,000,000 (802,225,581)	指定正味財産
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産負担金	愛知県及び関係5市	4,560,765,680 (4,500,705,711)	0 (0)	0 (248,846,251)	4,560,765,680 (4,251,859,460)	指定正味財産
負 担 金						
水源林対策事業負担金	愛知県及び関係5市2町1村	54,000,000	53,607,000	54,000,000	53,607,000	未払金
水源林保全流域協働事業負担金	関係5市2町1村	28,498,182	79,830,650	50,339,703	57,929,129	未払金
水源地域対策事業負担金	愛知県及び関係5市	7,440,000	27,680,000	7,440,000	27,680,000	未払金
合 計		6,334,731,862 (6,184,720,444)	161,117,650 (161,117,650)	135,807,703 (475,683,046)	6,379,981,809 (5,870,095,048)	

* ()は有価証券評価差額金を補助金等の区分に配賦したもの

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額 (円)
経常収益への振替額	
水源林対策事業受取負担金	53,607,000
水源林保全流域協働事業受取負担金	78,736,363
水源地域対策事業受取負担金	27,680,000
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産受取負担金等	31,367,476
合 計	191,390,839

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

2. 引当金の明細

(単位：円)

会計区分	科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
公益目的事業	賞与引当金	0	337,333	0	337,333
法人	賞与引当金	0	832,753	0	832,753

※1 令和6年度より賞与支給開始

財 産 目 録

令和7年3月31日 現在

(単位:円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所 ・ 物 量 等		使用目的等	評価額(時価)	取得価格	
(流動資産)	現金預金	普通預金 三菱UFJ銀行豊橋支店	No.0800011	運転資金として 法人水域	5,904,322	5,904,322	
		普通預金 三菱UFJ銀行豊橋支店	No.0664590	事業費として 保全	57,974,341	57,974,341	
		普通預金 三菱UFJ銀行豊橋支店	No.0056898	〃 設楽ダム	100,166,980	100,166,980	
		普通預金 大和ネクスト銀行	No.2358200	〃 鳳来	762,313	762,313	
		未収金	水源地域対策事業受取負担金他 愛知県 他	水源地域対策事業費他	81,287,000	81,287,000	
	流 動 資 産 合 計					246,094,956	246,094,956
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	第11回(30年)国債	大和証券	運用益を管理費の財源として使用	3,091,200	2,992,275
第13回(30年)国債			〃	10,527,000		9,927,231	
第68回(30年)国債			〃	6,607,000		9,819,100	
第71回(30年)国債			〃	16,672,500		24,434,750	
第71回(30年)国債			〃	1,333,800		1,945,520	
第150回(20年)国債			〃	13,946,800		13,991,087	
第335回(30年)住宅支援機構債			〃	63,690,000		98,129,000	
第29回(15年)東京電力PG債			〃	70,284,800		76,000,000	
第32回(15年)東京電力PG債			〃	159,714,600		174,000,000	
第48回(15年)東京電力PG債			〃	84,450,000		100,000,000	
基本財産 投資有価証券計				430,317,700	511,238,963		
普通預金 大和ネクスト銀行			No.2358190		711,037	711,037	
基本財産合計				431,028,737	511,950,000		
特定資産	基本基金	第157回(20年)国債	大和証券	運用益を管理費の財源として使用	42,750,000	49,306,924	
		第29回(15年)東京電力PG債	〃		22,195,200	24,000,000	
		第32回(15年)東京電力PG債	〃		23,865,400	26,000,000	
		第79回(15年)東京電力PG債	〃		100,000,000	100,000,000	
		第81回(20年)東京電力PG債	東海東京証券		99,950,000	99,950,000	
		基本基金 投資有価証券計			288,760,600	299,256,924	
		普通預金 大和ネクスト銀行	No.2358190		743,076	743,076	
	水源林管理事業費積立資産	定期預金 大和ネクスト銀行	No.2358190	水源林整備協定事業の財源として使用	100,000,000	100,000,000	
		普通預金 三菱UFJ銀行豊橋支店	No.0664590		8,066,725	8,066,725	
	特定水源地域対策基金	第10回(30年)国債	大和証券	公益目的保有財産であり、運用益は新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業の財源として使用	11,834,400	11,661,179	
		第10回(30年)国債	〃		17,751,600	17,886,043	
		第13回(30年)国債	〃		10,527,000	9,927,231	
		第77回(30年)国債	〃		49,315,500	49,315,500	
		第152回(20年)国債	〃		23,354,400	23,847,198	
		第177回(20年)国債	〃		6,212,800	7,892,160	
		第28回(20年)兵庫県債	〃		84,770,000	100,000,000	
		第260回(30年)日本高速道路債	〃		63,180,000	99,418,000	
		第293回(20年)四国電力債	〃		85,840,000	99,995,808	
		第336回(20年)北海道電力債	〃		85,640,000	99,997,000	
		第484回(20年)東北電力債	〃		86,410,000	100,000,000	
		第47回(10年)東京電力PG債	〃		92,880,000	100,000,000	
		第48回(15年)東京電力PG債	〃		84,450,000	100,000,000	
		第70回(15年)東京電力PG債	〃		100,000,000	100,000,000	
		特定水源地域対策基金 投資有価証券計			802,165,700	919,940,119	
		普通預金 大和ネクスト銀行	No.2358200		59,881	59,881	
	新城市(鳳来地域)水源地域引当資産	第29回(10年)三菱UFJ-FG劣債	三菱UFJ MS証券	特定費用準備資金であり、新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業に使用	29,607,300	30,000,000	
		普通預金 三菱UFJ銀行豊橋支店	No.1065646		104,524	104,524	
		普通預金 大和ネクスト銀行	No.2358200		6,309,661	6,309,661	
		定期預金 〃	〃		13,585,815	13,585,815	

満期保有目的債券の評価額は取得価格

満期保有目的債券 *

(単位:円)

貸借対照表科目		場 所 ・ 物 量 等	使用目的等	評価額(時価)	取得価格
設楽ダム水源地域対策 事業費積立資産	第11回(30年)国債	SMBC日興証券	設楽ダムの水源地域で実施する事業に助成するため運用益とともに使用	103,040,000	99,984,150
	第12回(30年)国債	〃		188,929,200	177,993,635
	第33回(30年)国債	〃		90,369,000	89,980,360
	第152回(20年)国債	〃		36,977,800	37,903,131
	第158回(20年)国債	〃		44,045,000	49,945,212
	第25-1回(20年)福井県債	〃		305,040,000	299,927,728
	第26-1回(20年)福井県債	〃		99,290,000	100,000,000
	第26-3回(20年)神戸市債	〃		99,300,000	100,000,000
	第1-3回(30年)福岡県債	大和証券		250,600,000	381,276,000
	第138回(20年)政保道路機構債	SMBC日興証券		104,010,000	99,991,328
	第165回(30年)政保道路機構債	〃		190,720,000	199,067,123
	第223回(20年)政保道路機構債	〃		99,300,000	100,000,000
	第250回(20年)政保道路機構債	〃		387,920,000	399,996,109
	(株)日本政策投資銀行 第131回無担保社債	大和証券		128,940,000	199,524,000
	第302回(20年)北海道電力債	SMBC日興証券		103,190,000	100,000,000
	第39回(10年)東京電力PG債	東海東京証券		96,860,000	99,779,000
	第40回(15年)東京電力PG債	SMBC日興証券		91,340,000	100,000,000
	第40回(15年)東京電力PG債	大和証券		182,620,000	200,000,000
	第40回(15年)東京電力PG債	〃		91,310,000	100,000,000
	第42回(12年)東京電力PG債	〃		94,000,000	100,000,000
	第45回(10年)東京電力PG債	〃		94,250,000	100,000,000
	第45回(10年)東京電力PG債	SMBC日興証券		94,470,000	100,000,000
	第46回(15年)東京電力PG債	〃		86,920,000	100,000,000
	第46回(15年)東京電力PG債	大和証券		86,840,000	100,000,000
	第47回(10年)東京電力PG債	SMBC日興証券		93,010,000	100,000,000
	第48回(15年)東京電力PG債	〃		84,480,000	100,000,000
	第49回(5年)東京電力PG債	大和証券		98,690,000	100,000,000
	第50回(10年)東京電力PG債	〃		93,430,000	100,000,000
	第51回(15年)東京電力PG債	〃		85,360,000	100,000,000
	第52回(3年)東京電力PG債	〃		99,960,000	100,000,000
	第53回(5年)東京電力PG債	東海東京証券		99,180,000	100,000,000
	第56回(5年)東京電力PG債	大和証券		99,210,000	100,000,000
	第65回(5年)東京電力PG債	〃		100,000,000	100,000,000 *
	第66回(10年)東京電力PG債	SMBC日興証券		100,000,000	100,000,000 *
	第76回(15年)東京電力PG債	〃		100,000,000	100,000,000 *
	第79回(15年)東京電力PG債	東海東京証券		100,000,000	100,000,000 *
	第79回(15年)東京電力PG債	SMBC日興証券		99,366,000	99,366,000 *
	第1回三井住友FG 無担保社債	〃		99,910,000	100,000,000
	設楽ダム水源地域対策事業費積立資産 投資有価証券計			4,502,877,000	4,834,733,776
	普通預金 三菱UFJ銀行豊橋支店 No.0056898			1,047,890	1,047,890
	普通預金 大和ネクスト銀行 No.2882839			460,151	460,151
	定期預金 〃 No.2882839			63,371,392	63,371,392
財務調整積立資産	定期預金 大和ネクスト銀行 No.2358190		法人会計の財源不足に充当	31,000,000	31,000,000
特定資産合計				5,848,159,715	6,308,679,934
その他固定資産	電話加入権	事務所電話1回線	管理業務で使用	80,300	80,300
	その他固定資産合計			80,300	80,300
固 定 資 産 合 計				6,279,268,752	6,820,710,234
資 産 合 計				6,525,363,708	7,066,805,190

満期保有目的債券の評価額は取得価格

満期保有目的債券 *

(単位:円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所 ・ 物 量 等		使用目的等	金額(時価)	取得価格		
(流動負債)	未 払 金	水源林対策事業助成費	設楽町	県内助成費	11,450,000	11,450,000		
			東栄町	〃	6,457,000	6,457,000		
			豊根村	〃	8,350,000	8,350,000		
			新城市	〃	23,450,000	23,450,000		
			飯田市	県外助成費	1,000,000	1,000,000		
			阿南町	〃	720,000	720,000		
			阿智村	〃	540,000	540,000		
			売木村	〃	480,000	480,000		
			天龍村	〃	720,000	720,000		
			泰阜村	〃	440,000	440,000		
			水源林保全流域協働事業 助成費	設楽町	人材育成事業	6,059,920	6,059,920	
				東栄町	〃	5,963,000	5,963,000	
				豊根村	〃	2,900,000	2,900,000	
				新城市	〃	8,902,825	8,902,825	
				設楽町	間伐推進事業	8,000,000	8,000,000	
				東栄町	〃	4,700,000	4,700,000	
				豊根村	〃	5,900,000	5,900,000	
				設楽町	水源林整備協定事業	5,464,000	5,464,000	
				新城市	〃	7,180,000	7,180,000	
				穂の国森づくりの会	森林づくり事業	2,000,000	2,000,000	
		奥三河ビジョンフォーラム	〃	803,285	803,285			
		福利厚生費	日本年金機構	職員1名3月分 厚生年金保険料等	36,768	36,768		
			〃	愛知労働局	職員1名 労働保険料概算 差額分	1,948	1,948	
			通信費	NTTファイナンス	電話料3月分	5,932	5,932	
			消耗品	富士フイルム イノベーションジャパン(株)	2月分複合機カウンター料	1,683	1,683	
			賃借料	シャープファイナンス㈱	3月分複合機リース料	9,768	9,768	
			水源地域対策事業 助成費	設楽町	水源地域対策事業	27,680,000	27,680,000	
				福利厚生費	日本年金機構	職員1名 社会保険料3月分 夏季賞与12～3月分	82,320	82,320
				〃	愛知労働局	職員1名 労働保険料概算 差額分	2,847	2,847
				通信費	NTTファイナンス	電話料3月分	989	989
				消耗品	富士フイルム イノベーションジャパン(株)	2月分複合機カウンター料	280	280
			賃借料	シャープファイナンス㈱	3月分複合機リース料	1,628	1,628	
			設楽ダム水源地域対策事業 助成費	設楽町	設楽ダム水源地域 対策助成費	100,166,980	100,166,980	
				法人会計 福利厚生費	日本年金機構	職員2名 社会保険料3月分 夏季賞与12～3月分	207,229	207,229
		〃		愛知労働局	職員2名 労働保険料概算 差額分	3,978	3,978	
		通信運搬費		NTTファイナンス	電話料3月分	2,966	2,966	
		消耗品		富士フイルム イノベーションジャパン(株)	2月分複合機カウンター料	842	842	
		賃借料		シャープファイナンス㈱	3月分複合機リース料	4,884	4,884	
		預り金		法人会計	職員2名	所得税等	31,275	31,275
				公益目的事業会計 (保全)	職員1名	所得税等	45,212	45,212
				公益目的事業会計 (水源地域)	職員1名	所得税等	13,731	13,731
				賞与引当金	法人会計	賞与12～3月分	832,753	832,753
		水源地域			〃	337,333	337,333	
流 動 負 債 合 計					240,951,376	240,951,376		
負 債 合 計					240,951,376	240,951,376		
正 味 財 産				6,284,412,332	6,825,853,814			

監 査 報 告 書

公益財団法人豊川水源基金

理事長 長 坂 尚 登 様

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務執行、事業報告及び計算書類の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

理事の職務状況について、理事会に出席し、情報の収集をするとともに、基金事務局より事業報告及びその関係資料の報告を受け、重要な決裁書類等閲覧しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討しました。

さらに、基金事務局より、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録の説明を受け、検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

なお、西浦実都伸監事が令和7年3月31日をもって辞任しておりますので、西浦監事が任期中に行った監査結果を踏まえて監査を実施しました。

令和 7年 4月30日

公益財団法人豊川水源基金

監 事 高 橋 晃

監 査 報 告 書

公益財団法人豊川水源基金

理事長 長 坂 尚 登 様

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務執行、事業報告及び計算書類の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

理事の職務状況について、理事会に出席し、情報の収集をするとともに、基金事務局より事業報告及びその関係資料の報告を受け、重要な決裁書類等閲覧しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討しました。

さらに、基金事務局より、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録の説明を受け、検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

なお、大橋健二監事が令和7年3月31日をもって辞任しておりますので、大橋監事が任期中に行った監査結果を踏まえて監査を実施しました。

令和 7年 4月30日

公益財団法人豊川水源基金

監 事 村田方恵

議案第5号

定款の一部改正について

定款の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事業報告及び決算) 第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>活動計算書</u> (5) 貸借対照表及び<u>活動計算書</u>の附属明細書 (6) (略) 2～4 (略) * 削除 第 12 条 (略) (会計原則等) 第 13 条 (略) 2 (略) 3 <u>公益充実資金の保有及び管理並びに特定費用準備資金(公益目的事業関係に係るものを除く。)</u>の保有及び管理については、理事会の決議により別に定める。 第 14 条・第 15 条 (略) (権限) 第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 19 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。	(事業報告及び決算) 第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>正味財産増減計算書</u> (5) 貸借対照表及び<u>正味財産増減計算書</u>の附属明細書 (6) (略) 2～4 (略) <u>(公益目的取得財産残額の算定)</u> 第 12 条 理事長は、<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 5 項第 4 号の書類に記載するものとする。</u> 第 13 条 (略) (会計原則等) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 <u>特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。</u> 第 15 条・第 16 条 (略) (権限) 第 17 条 評議員は、評議員会を構成し、第 20 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期) 第 17 条 (略) 2 (略) 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 14 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。 (報酬等) 第 18 条 評議員には、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則により報酬等を支給することができる。 (構成及び権限) 第 19 条 (略) 2 (略) 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 22 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。 第 20 条～第 29 条 (略) (種類及び定数) 第 30 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3 名以上 10 名以内 (2) 監事 3 名以内 第 31 条～第 33 条 (略) (任期) 第 34 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 役員は、第 30 条第 1 項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。	(任期) 第 18 条 (略) 2 (略) 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 15 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。 (報酬等) 第 19 条 評議員は無報酬とする。 2 (略) 3 (略) (構成及び権限) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 23 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。 第 21 条～第 30 条 (略) (種類及び定数) 第 31 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3 名以上 9 名以内 (2) 監事 2 名以内 第 32 条～第 34 条 (略) (任期) 第 35 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 役員は、第 31 条第 1 項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
---	--

第<u>35</u>条（略） （報酬等） 第<u>36</u>条 <u>役員には、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則により報酬等を支給することができる。</u> 第<u>37</u>条・第<u>38</u>条（略） （種類及び開催） 第<u>39</u>条（略） 2（略） 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 （1）～（3）（略） （4）第<u>33</u>条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。 第<u>40</u>条～第<u>44</u>条（略） （報告の省略） 第<u>45</u>条（略） 2 前項の規定は、第<u>32</u>条第4項の規定による報告には適用しない。 第<u>46</u>条・第<u>47</u>条（略） （定款の変更） 第<u>48</u>条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第<u>15</u>条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第<u>51</u>条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の決議を得て、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第<u>15</u>条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。 第<u>49</u>条・第<u>50</u>条（略）	第<u>36</u>条（略） （報酬等） 第<u>37</u>条 <u>役員は無報酬とする。</u> 第<u>38</u>条・第<u>39</u>条（略） （種類及び開催） 第<u>40</u>条（略） 2（略） 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 （1）～（3）（略） （4）第<u>34</u>条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。 第<u>41</u>条～第<u>45</u>条（略） （報告の省略） 第<u>46</u>条（略） 2 前項の規定は、第<u>33</u>条第4項の規定による報告には適用しない。 第<u>47</u>条・第<u>48</u>条（略） （定款の変更） 第<u>49</u>条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第<u>16</u>条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第<u>52</u>条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の決議を得て、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第<u>16</u>条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。 第<u>50</u>条・第<u>51</u>条（略）
--	---

(公益目的取得財産残額の贈与) 第 51 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 52 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第 5 条第 20 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第 53 条～第 59 条 （略） 附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 整備法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。	(公益目的取得財産残額の贈与) 第 52 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 53 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第 5 条第 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第 54 条～第 60 条 （略） 附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
---	--

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

議案第6号

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部改正について

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的及び意義) 第1条 この規則は、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。 (報酬等の支給) 第2条 基金は、役員及び評議員に報酬並びにその職務を行うために要する費用を支給することができる。ただし、役員及び評議員が地方公務員法第3条に規定する地方公務員の場合には無報酬とする。 2 前項に規定する報酬は、別表のとおりとする。 削除 (改正) 第4条 (略)	(目的及び意義) 第1条 この規則は、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。 (報酬等の支給) 第2条 基金は、役員及び評議員の報酬を無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は、支払うことができる。 (公表) 第4条 基金は、この規則をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。 (改正) 第5条 (略)

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

改正後

別表（第2条）

職 名	基 準	報酬の額（日額）
評議員	評議員会出席の都度	9, 0 0 0 円
理 事	理事会出席の都度	9, 0 0 0 円
監 事	評議員会・理事会出席及び監査業務の都度	9, 0 0 0 円

議案第7号

役員等候補選出委員会規則の制定について

役員等候補選出委員会規則を次のとおり定める。

役員等候補選出委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人豊川水源基金（以下「この法人」という。）の定款に規定する評議員及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号に規定する理事、同法第5条第16号に規定する監事（以下「役員等」という。）の、選任または解任に関し必要な事項を定め、かつその効率的な運営を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、役員等候補選出委員会（以下「選出委員会」という。）を設置する。

2 選出委員会は、この法人の役員等の選任及び解任の候補者を選出し、評議員会に提出することを任務とする。

(構 成)

第3条 選出委員会は、委員4名以上6名以内で構成する。

2 選出委員会の委員長は、評議員長とする。

3 委員は、評議員会において選任する。

(招 集)

第4条 選出委員会は、理事長が招集する。

2 委員長は理事長に選出委員会の開催を求めることができる。

(選出方法)

第5条 選出委員会の決議は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

(情報提供)

第6条 委員長は、選出委員会における審議にあたり、下記の情報を提供するものとする。

- (1) 役員等候補者の経歴、この法人の他の役員との関係その他候補者に関する情報
- (2) 解任理由

(候補者名簿及び議事録)

第7条 委員長は、選出委員会終了後、速やかに委員長が署名または記名押印した議事録を作成したうえで、候補者名簿を作成し、評議員会に提出するものとする。

(任 期)

第8条 委員の任期は、委員長の任期と同一とし、再任を妨げない。

- 2 委員は、辞任または任期満了後においても、後任の就任までは、職務を務めるものとする。

(報 酬)

第9条 委員の報酬は役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則に準ずるものとする。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する

議案第8号

評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等について

第32回評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等を次のとおり決定する。

日 時 令和7年6月18日(水) 午前11時～

場 所 豊橋市役所 政策会議室 (Web会議併用)

目的である事項

〔決議事項〕

議案第1号 他会計振替額の確定について

議案第2号 令和6年度決算について

議案第3号 定款の一部改正について

議案第4号 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部改正について

議案第5号 役員等候補選出委員の選任について

役員等候補選出委員会規則の制定について

〔報告事項〕

1. 令和6年度事業報告について

2. 令和7年度事業計画及び令和7年度収支予算等について

報告事項 1

令和 6 年度財産運用結果について

令和 6 年度財産運用結果を次のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

公益財団法人豊川水源基金

理事長 長 坂 尚 登

令和6年度財産運用結果

1. 基本財産

預託年月日	償還年月日	銘 柄	利率(%)	額 面	取得価額
		保有債券			
		第11回(30年)国債 ほか	—	514,000,000	511,238,963
		預 金			
		普通預金(大和ネクスト)	—	711,037	711,037
合 計			—	514,711,037	511,950,000

2. 特定資産

1) 基本基金

17. 運用資産						
償還(売却)年月日		預託年月日	銘 柄	利率(%)	額 面	取得価額
売却	R6.10.9	H23.11.21	第11回(30年)国債	1.700	50,000,000	49,966,630
	R6.10.9	H27.7.28	第152回(20年)国債	1.200	50,000,000	49,897,698
	R7.2.13	H24.3.19	第11回(30年)国債	1.700	50,000,000	49,976,089
	R7.2.13	H22.6.23	第13回(30年)国債	2.000	50,000,000	49,729,719
預託年月日		償還年月日	銘 柄	利率(%)	額 面	取得価額
新規	R6.10.10	R21.10.7	第79回(15年)東京電力PG債	2.283	100,000,000	100,000,000
	R7.2.14	R27.1.23	第81回(20年)東京電力PG債	2.838	100,000,000	99,950,000
保有債券			第157回(20年)国債 ほか	－	100,000,000	99,306,924
預 金			普通預金(大和ネクスト)	－	743,076	743,076
合 計				－	300,743,076	300,000,000

2) 特定水源地域対策基金

2)特定資産(債権対策基金)						
償還(売却)年月日		預託年月日	銘柄	利率(%)	額面	取得価額
取崩	R6.7.11	R3.7.29	第29回(10年)三菱UFJ-FG劣債	0.345	30,000,000	30,000,000
預託年月日		償還年月日	銘柄	利率(%)	額面	取得価額
保有債券			第10回(30年)国債ほか	－	922,000,000	919,940,119
預金			普通預金(大和ネクスト)	－	59,881	59,881
合 計				－	922,059,881	920,000,000

3) 設楽ダム水源地域対策事業積立資産

⑧ 貸倒損失・繰上償還損失・繰上償還損失						
償還(売却)年月日		預託年月日	銘 柄	利率(%)	額 面	取得価額
売却	R6.7.9	H24.7.10	第11回(30年)国債	1.700	100,000,000	99,984,151
	R6.10.16	H22.7.8	第8回(30年)国債	1.800	94,000,000	93,704,506
	R7.1.30	H26.7.18	第223回(20年)政保道路機構債	1.427	100,000,000	100,000,000
償還	R7.1.15	R6.3.13	第21回 三菱UFJ-FG劣債	0.290	90,000,000	89,813,700
預託年月日		償還年月日	銘 柄	利率(%)	額 面	取得価額
新規	R6.7.11	R21.7.11	第76回(15年)東京電力PG債	2.477	100,000,000	100,000,000
	R6.10.18	R21.10.7	第79回(15年)東京電力PG債	2.283	100,000,000	100,000,000
	R7.1.31	R21.10.7	第79回(15年)東京電力PG債	2.283	100,000,000	99,366,000
保有債券			第12回(30年)国債 ほか	－	4,556,000,000	4,535,367,776
預 金			定期預金・普通預金(大和ネクスト)	－	64,879,433	64,879,433
合 計				－	4,920,879,433	4,899,613,209

単位:円

評価額(時価)	取得単価		受取利息	備 考
430,317,700	—		5,557,200	
	—		645	
430,317,700	—	—	5,557,845	
基本基金に係る運用収益				5,557,845

償還(売却) 価 額	売却単価	償還益 (売却益)	受取利息	備 考
54,076,000	108.152	4,109,370	425,000	経過利子 258,493
51,333,500	102.667	1,435,802	300,000	経過利子 31,232
52,293,500	104.587	2,317,411	850,000	経過利子 128,082
53,456,500	106.913	3,726,781	1,000,000	経過利子 150,684
評価額(時価)	取得単価		受取利息	備 考
100,000,000	100.000			△ 171,057
99,950,000	99.950			
100,201,800	—		744,800	
	—		639	
300,151,800	—	11,589,364	① 3,320,439	② 397,434
基本基金に係る運用収益①+②				3,717,873

償還(売却) 価 額	売却単価	償還益 (売却益)	受取利息	備 考
		—		新城市(鳳来地域)引当資産へ
評価額(時価)	取得単価		受取利息	備 考
802,165,700	—		8,662,000	
	—		34	
802,165,700	—	—	8,662,034	
特定水源地域対策基金に係る運用収益				8,662,034

償還(売却) 価 額	売却単価	償還益 (売却益)	受取利息	備 考
106,316,000	106.316	6,331,849	850,000	経過利子 88,493
101,825,500	108.325	8,120,994	846,000	690,706
101,485,000	101.485	1,485,000	1,427,000	39,095
90,000,000	—	186,300	261,000	0
評価額(時価)	取得単価		受取利息	備 考
100,000,000	100.000		1,238,500	
100,000,000	100.000		0	支払経過利子 △ 50,038
99,366,000	99.366		0	△ 706,791
4,203,511,000	—		54,245,000	
	—		39,504	
4,502,877,000	—	16,124,143	① 58,907,004	② 61,465
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産に係る運用収益 ①+②				58,968,469

報告事項 2

理事長及び副理事長の職務執行状況報告

第 4 9 回理事会（令和 7 年 2 月 3 日開催）から本理事会までの職務執行状況は、下記のとおりです。

記

日 付	内 容	備 考
R 7・2・4	国土交通省へ令和 7 年度基本基金造成計画及び運用益収支計画書提出	水源地域対策事業費補助金管理運営要領第 4
R 7・2・10	内閣府へ令和 7 年度事業計画書等提出	予算等関係
R 7・3・28	第 5 0 回理事会	理事・監事候補者の推薦・評議員会の開催（決議の省略）
R 7・4・1	第 3 1 回評議員会	理事・監事の選任（決議の省略）
R 7・4・7	名古屋法務局岡崎支局へ変更登記申請	理事・監事の変更
R 7・4・23	内閣府へ変更届書の提出	〃
R 7・4・30	村田監事による令和 6 年度決算監査	新城市役所
	高橋監事による令和 6 年度決算監査	蒲郡市役所
R 7・5・16	第 2 9 回幹事会	決算関係等